

## 令和2年第2回玉名市農業委員会総会議事録

令和2年2月5日（水）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔
13番	小川 信孝	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏	17番	永田 眞一
18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

14番 高田 優子

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推7	増本 龍雄	推8	岡村 栄一	推9	橘 一輝
推10	栗田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫	推13	徳井 勝美□
推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明	推17	中山 一久
推18	坂本 修	推19	平野 秀正				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推6 森川 正志

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	西川慶一郎	係長	竹森 明德	参事	松倉 司
主査	前田 稚子	非常勤職員	勅使川原 智美				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0 名

### 議 題

第6号	農地法第3条の規定による許可申請について
第7号	農地法第4条の規定による許可申請について
第8号	農地法第5条の規定による許可申請について
第9号	農用地利用集積計画の決定について

### 報 告

第3号	農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第4号	許可書返納届について

## 1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは定刻をまわっております。これから始めますので  
よろしく申し上げます。

本日は農業委員総数19名のうち、14番の高田委員から欠席の届け出があつて  
おり、18名の御出席でございます。また、最適化推進委員総数19名のうち、6  
番森川推進委員から欠席の届け出があつており、18名の出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、た  
だいまから、令和2年第2回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会  
議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） それでは、改めましてこんにちは。今年もなんか暖冬だったり、  
急に今日なんかは非常に冷え込んでおったり、なかなか蔬菜園芸等も非常に値段の  
乱高下が非常に強いような感じを受けております。全体的にある程度ちゃんと読め  
るような価格設定とか、自分でできる価格設定なんかができれば非常にいいんです  
けれども、こればかりはどうしようもなく、ちょっと多くなればものすごく叩か  
れますし、なかなか難しい問題はありますけれども、こういうことは良い場合も悪  
い場合もやっぱりどうしてもありますので、こういう機会でも何とかクリアして乗  
り切っていただきたいと思っております。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますけれども、議事に入ります。座っ  
て進行をさせていただきますけれども、本日の議案は議第6号より議第9号までの51  
件と報告第3号より第4号までの25件が提案されております。慎重なる御審議よ  
ろしくお願いいたします。

また、本日の議事録の署名委員は、4番竹下宏介委員、また、5番浦谷幸司委員  
にお願いいたします。

なお、発言の際には、委員番号と氏名、推進委員からの発言の場合は、推進委員  
番号と氏名を述べたうえで発言をお願いいたします。また、採決の際の挙手につ  
きましては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

はじめに、議第6号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願いします。

議第6号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和2年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、天水町と立願寺の申請人で、天水町野部田の畑884㎡を労力不足と小作地取得のため売買するものです。

2番、千田川原と伊倉北方の申請人で、伊倉北方の樹園地1,188㎡を経営縮小と経営拡張のため売買するものです。

3番、熊本市と宮原の申請人で、宮原の畑609㎡を労力不足と隣接地取得のため売買するものです。

2ページをお願いします。

4番、下小田の申請人で、上小田の田844㎡外9筆、計7,665㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。報告第3号11番と関連しております。

5番、岱明町と玉名郡長洲町の申請人で、岱明町下沖洲の田326㎡を耕作の利便性向上のために交換するものです。報告第6号6番と関連しております。

6番、玉名郡長洲町と岱明町の申請人で、岱明町下沖洲の田407㎡を耕作の利便性向上のために交換するものです。報告第6号5番と関連しております。

7番、天水町と築地の申請人で、天水町尾田の樹園地6,578㎡を経営縮小と新規就農のため売買するものです。

以上7件、合計17,657㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し御提案しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。それでは、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。

また、連続で説明される場合は、引き続き説明を頂きますようお願いいたします。

それでは、1番からどうぞ。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番水本です。1番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は小作地取得で、下限面積も満たしており、許可相当と思います。審議のほどよろしく願います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、願います。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番浦谷です。2番と3番について説明いたします。

2番の案件は、伊倉北方、下高田というところで畑でございます。ここは果樹園でございます。譲渡人と譲受人は隣同士の畑を持っており、譲渡人が園芸のほうに力を入れて畑のほうを縮小するというので、許可相当と思います。

3番の案件について説明いたします。

3番の案件は、宮原という伊倉のお宮さんのすぐそばですけれども、譲渡人は熊本市内に住まれており、譲受人がすぐ隣接地で畑を作っておられます。畑に入っていく手前の方に譲渡人の畑があるので、労力不足で売りたいということでございます。譲受人が取得するというのでございますので、何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、願います。

○8番（船津和利君） 8番の船津です。4番の案件について説明いたします。

貸人と借人は親子関係で、借人の変更という形で申請がなっておりますけど、前は娘さんが借っておられましたけれど、息子さんがするというので今度は息子さんに借人の変更をされた案件でございます。下限も満たしており、何ら問題ないと思います。よろしく願います。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、願います。

○13番（小川信孝君） 13番農業委員の小川です。5番と6番の案件について一緒に御説明いたします。

両譲受人は、利便性向上のため便利がいい隣同士でありますので、交換して耕作を行うそうです。下限面積も両方とも満たしておりますので問題ないと思います。よろしく願います。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは7番願います。

○17番（永田眞一君） 農業委員17番永田です。7番の案件について説明いたします。

1月9日に天水支所において、譲受人と私と中山推進委員と事務局で新規就農審査会を行いました。譲受人は築地のアパートに住んでいますが、天水町にある義父

の会社で役員をしています。今回、義父所有の農地に隣接する1筆6,578㎡の樹園地を取得し、みかんを妻と2人で耕作する予定です。

この樹園地は最近まで賃借契約が設定され、みかんの木が600本程度定植しており、来年はすぐに収穫できる農地です。将来的には半分程度を改植し、収穫量を増やすように考えられています。

譲受人は元JA職員で、義父所有のみかん畑を耕作し、知識や技術は習得しており、農機具についても義父と共同所有しています。また、会社役員のため、勤務時間外を利用し、年間150日以上 of 農作業に従事することが見込まれています。

以上の許可要件を満たしていますので、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

丁寧に御説明をいただきました。1番から7番まで担当委員の説明が終わりました。ほかに何か皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。

○推18番（坂本 修君） 18番の坂本です。1番の案件ですね、天水町野部田のこれは宅地て書いてあるけど宅地ですか。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。これは宅地というのが小字名になります。

○推18番（坂本 修君） すみません、住宅と勘違いしました。すみません。わかりました。ありがとうございました。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ほかにはございませんね。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第6号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。異議がないものと認め、議第6号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第7号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議第7号は、受付番号1番につきまして始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。3ページをお願いします。

議第7号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農

地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和2年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が滑石の田744㎡外1筆、計1,715㎡で、転用目的は農業用倉庫及び肥料置場です。農地区分は、農用区域内にある農地であり、原則許可はできませんが、農振法第8条第4号の規定する農地利用計画において指定された用途に供するため、許可は可能と判断しております。

以上1件、合計1,715㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る2月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局より、受付番号1番につきまして、始末書を読み上げます。よろしくお願ひいたします。

○参事（松倉 司君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より、受付番号1番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

引き続き、受付番号1番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番植野です。1番の案件をご説明します。

砕石で高くしてあって、そこに園芸用パイプで農業用倉庫を建ててありました。外には肥料を置いてありました。給水はボーリングで、排水は農機具を洗うので広い枡を設置してありました。水は上水を側溝に流すそうです。ぐるりをブロックとシートで囲んであるので土砂の流出はありません。

許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第7号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第7号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第8号農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

議第8号は、受付番号2番、3番、8番及び11番につきまして始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局、よろしくお願いたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。4ページをお願いします。

議第8号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和2年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が秋丸の田468㎡で、転用目的は貸資材置場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が中の畑549㎡で、転用目的は有料駐車場16台分です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が六田の田309㎡で、転用目的は建売住宅2戸です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5ページをお願いします。

4番、寺田の畑495㎡のうち142㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が岱明町野口の田245㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が岱明町高道の田348㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。

7番、申請物件が岱明町高道の田333㎡で、転用目的は自動車整備工場敷地拡張です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、既存施設の拡張で、拡張面積が既存施設面積の2分の1を超えないことから、例外的に許可は可能となっております。

8番、申請物件が岱明町扇崎の畑160㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして

例外的に許可は可能となっております。

6 ページをお願いします。

9 番、申請物件が横島町横島の田 7 7 9 m<sup>2</sup>で、転用目的は貸家 5 戸です。農地区分は、概ね 3 0 0 m 以内に市役所等が存在する区域内にある農地で、第 3 種農地と判断しております。報告第 4 号 1 番と関連しております。

1 0 番、申請物件が横島町横島の田 1, 5 5 8 m<sup>2</sup>で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

1 1 番、申請物件が横島町横島の田 2 0 7 m<sup>2</sup>で、転用目的は自動車整備工場敷地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上 1 1 件、合計 5, 0 9 8 m<sup>2</sup>につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る 2 月 3 日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、事務局の説明が終わりました。それでは、まず、受付番号 1 番につきまして、担当委員の説明をお願いいたします。1 番、どうぞ。

○推 1 番（水本信之君） 推進委員 1 番、水本です。1 番の案件について御説明いたします。

場所は、産婦人科医院東側 2 0 0 m ぐらいです。事業目的は貸資材置場及び駐車場。申請人が経営している会社、塗装業と建設業ですが、現在利用している資材置場、駐車場が県道玉名立花線の工事のために用地買収となり使用ができなくなるために、新たに資材置場、駐車場が必要になるため。また、申請地については、前申請人、譲渡人と三者で契約を締結しています。

申請地は、東側が田、西側が住宅、南側は里道、北側が道路です。転用面積は 4 6 8 m<sup>2</sup>、土地利用計画は資材置場、山砂が 8 2. 5 m<sup>2</sup>、碎石が 8 2. 5 m<sup>2</sup>、その他資材が 8 2. 5 m<sup>2</sup>で、駐車場は 4 0 m<sup>2</sup>、作業場が 1 8 0. 5 m<sup>2</sup>、給排水計画はありません。雨水は自然浸透、申請地を 6 0 cm ほど高めて造成しますので、東側、南側、北側については、土波方面勾配をつけて隣接地への土砂の流出などを防除に万全を期すそうです。

現地調査の結果、問題なく、本件については許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。



それでは、ここで事務局より、受付番号2番につきまして、始末書を読み上げます。事務局、よろしくお願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、2番につきまして始末書の読み上げが終わりました。

それでは、受付番号2番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

2番、どうぞ。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番水本です。2番の案件について御説明いたします。

場所は、玉名高校グラウンド西側100mぐらいの位置です。事業計画は、申請地は住居が密集しており、玉名市都市計画で第1種中高層住宅地域に指定されています。1つの家庭で複数の車を保有する家庭が多いことから、車を自宅敷地内に保管することが難しい家庭も多いと思い、貸駐車場の需要が見込まれる。また、譲受人の住居が本件土地に隣接しているため、管理も行いやすいところから、本件土地を設定いたしました。転用面積は549㎡、駐車場で16台分、申請地は、東側が道路、南側が宅地、西側は道路で囲まれており、高低差もなく特に造成工事の予定はありません。駐車場として使用するために整地し、白線を引くかロープで駐車スペースを表示する。給排水計画はありません。汚水は自然浸透、周囲に農地もなく、農業への被害はありません。

現地調査の結果、問題なく本件は許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして事務局より、受付番号3番につきまして始末書を読み上げます。

事務局、よろしくお願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、事務局より受付番号3番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

引き続き、受付番号3番から受付番号7番につきまして、委員の説明をお願いいたします。また、連続しての説明の場合は、引き続き説明をいただきますようお願いいたします。

それでは、3番、どうぞ。

○3番（赤松繁之君） 農業委員3番赤松です。3番の案件について御説明いたします。

申請人は建築業で、建売住宅2戸分の申請です。場所はスーパーの南側100m

ぐらいのところで、東と南側は市道が通り、北側と西側は宅地です。造成は西側の水路をブロックで囲んで、もう既に盛土はしてありますけど、ならず程度だそうですね。土砂の流出を防ぐために市道と同じ高さにするそうです。東西に少し長いので、中ほどで2分割するそうです。建物は木造2階建て47.61㎡と46.66㎡の2戸です。給排水は、上下水道管を南側市道より引き込み、埋設して利用するそうです。雨水は市道側溝へ接続放流、周りに農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、お願いいたします。

○6番（縄田伊知郎君） 農業委員6番縄田です。4番の件について説明いたします。

場所は、208号八嘉小学校入り口のところを北に向かって50m程行ったところですね。申請人は調剤薬局を営んでおり、従業員用の駐車場がないそうです。一時併設している病院の来院者用の駐車場を使用させてもらっているようですが、申請地が利便性もよく、薬局からほど近い場所に位置しているため、4名の職員駐車場として最適であるということから申請されました。申請地は、登記簿面積495㎡のうち転用面積が142㎡です。4台分の駐車場ということです。駐車場であることから給排水設備は不要、敷地はバラス敷きとし、雨水は地下浸透です。

現地調査の結果、問題ないということから、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、お願いいたします。

○10番（田上 一君） 農業委員10番の田上です。5番の案件を説明します。

申請地は岱明町の専修大学玉名高校の南側になる岱明町野口の下河原の1153の2というところになります。この県道沿いにデイサービスセンターがありますが、その介護施設の駐車場が不足に、現在15台の駐車場はありますけれども、あと10台ぐらい足りないということで大変困っていたそうです。ところが、最近適当な土地を探してもらって、申請地を購入することができたそうです。10台分の駐車場の申請を転用されることになったそうです。介護施設から家1軒離れた近くですから、大変便利なところだと思います。事業面積は313.72㎡、転用面積は245㎡です。313.72㎡の分に10台分の駐車場ができるわけです。もちろん駐車場なので給排水はありません。雨水は地下浸透によって処理するそうです。生活雑排水や汚水はありません。被害防除計画としては、南も東も北も道路になっています。西側は住宅になっていますので、東側を入り口にして駐車場になりますけれども、駐車場は、舗装はせずに敷き砂利をするそうです。敷き砂利だったら車

が出る時、かき出しはせんかということでしたけれども、転圧をして十分注意はするということですから、何も心配することはないと思いました。被害防除のほうとして、被害が生じた場合は、転用者の責任において補償もするし、万全の防除策を講じるそうですから、何も心配はないかと思いました。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、お願いいたします。

○12番（中島浩輔君） 農業委員12番中島です。6番と7番の案件について引き続き説明いたします。

6番は木造平屋の個人住宅です。使用貸人と借人は親子関係です。場所は、国道501号線のコンビニ、高道店から野口に上がる道路を500mぐらい行ったところの左側で、元高道城跡の隣接地です。北側には住宅があり、東側には貸人の水田、この2面に1m80cmのL型擁壁を設置し、西側には道路がありまして、その高さまで盛土されます。南側は貸人の水田がありますが、7番のほうで同じくここも埋め立てするということで申請がなされております。合計で681㎡で、西側と東側は1mのフェンスをまたその上に設置するということです。給水と生活雑排水は、市道の上水道、下水道に接続されます。雨水については雨水弁を設置し、オーバーフロー分は道路の側溝へ流すという計画だそうです。

現地調査の結果、何ら問題ないものと思います。

続きまして、7番の案件について説明いたします。

目的は整備工場の敷地拡張で、整備車両の置場とお客様専用の駐車場、合わせて8台、それと積載車1台分の敷地を申請されております。場所は6番と同じく南側に隣接しているところです。ここも333㎡盛土をして、西側の市道も同じ高さにして、ここから出入りするということです。東側は自分で所有する水田があります。そこにも同じく1m80cmのL型を設置し、その上に1mのフェンスを設置されます。南側には、今現在修理工場と本人の住まいがあります。給水はなし、雑排水もなく、雨水のみです。自然浸透とし、オーバーフロー分は道路側溝に流入する計画だそうです。

現地調査の結果、問題ないものと思います。審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番。事務局より、受付番号8番につきまして、始末書を読み上げます。事務局、よろしくをお願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 8番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

ただいま、8番につきまして始末書の読み上げが終わりました。

それでは、引き続き、8番から受付番号10番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

まず、8番からよろしくどうぞ。

○推13番（徳井勝美君） はい、推進委員13番徳井です。8番の案件について説明します。

土地の所在地は、玉名市岱明町扇崎字本村です。隣接農道、西側に県道岱明植木線が通っているところです。転用する面積は160㎡です。目的は資材置場です。転用する理由として、譲受人は建設業をされていて、その資材置場と駐車場として使用することを考えておられます。給排水計画はありません。雨水は自然浸透です。

周辺農地はなく、現地調査の結果、許可相当と判断いたします。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、9番、お願いします。

○推14番（永田光秀君） 推進委員14番永田です。9番の案件について御説明いたします。

この案件につきましては、昨年の6月の総会で一応承認はされていましたが、二つほど改正したいということでしたので、3日に現地調査に行きました。一つが、駐車場の問題で、当初は6軒ほどの計画を立てておられましたが、外部から来られる人の車というか駐車場がちょっと足りないんじゃないかということで、道路沿いの一軒分の面積を駐車場に変更したいということでした。もう一つは、生活排水、汚水については、北側側溝道路に埋設されております集落排水管に接続して放流するという事です。ほかは前回の計画と変わっておりません。

何ら問題なく許可相当だと思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、10番、お願いいたします。

○16番（島村秀敏君） 農業委員の16番島村です。10番の案件につきまして御説明申し上げます。

本件におきましては、太陽光発電の施設分を目的とした申請でございます。横島町横島東京泊という住所でございますけれども、天水の方から長洲線501を約1km程行って、501の北側に約400m程行ったところの集落の中にございます。面積は1,558㎡と、隣接する圃場もございますけれども、転用面積に関しましては1,558㎡ということでございます。雨水に関しましては、自然浸透という

ことで、生活雑排水等の汚水に関してはございません。また、造成に関しましては、一応整地程度のならしという形で行うということで、別に土砂の流出等は考えられないということでございます。

貸人と借人に関しましては、実の娘さんということでございますので、別に問題はないかというふうに考えます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、事務局より、受付番号11番につきまして、始末書を読み上げます。  
事務局、よろしくお願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 11番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より受付番号11番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

それでは引き続き、受付番号11番につきまして、委員の説明をお願いいたします。11番、お願いします。

○16番（島村秀敏君） 16番農業委員の島村でございます。11番の案件につきまして御報告申し上げます。

今、始末書の中で御説明もございましたけれども、横島町横島の現在JAの葬祭場がございますけれども、その葬祭場の道路501を挟んで北側に接するところがございます。この案件につきましては、外周も既に外壁をしておられて、埋め立ても済んでる状況でございます。目的に関しまして207㎡の自動車整備工場敷地拡張ということで申請があつてのものでございます。特に排水に関しては、別に発生もいたしませんし、雨水に関しましては、敷地内の自然浸透ということで、別段問題ないかというふうに考えます。以上でございます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

この第8号議案につきましては始末書の添付が非常に多ございましたけれども、何か皆さんより御質問、御意見などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第8号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第8号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第9号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。7ページをお願いいたします。

議第9号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和2年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

8ページから9ページの総括表、10ページから12ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が5件17,599㎡、利用権設定が27件63,690㎡、合計32件、81,289㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。何か皆さん、御意見、御質問はないでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議題9号については、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第3号及び第4号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 13ページをお願いいたします。

報告第3号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和2年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回13ページから18ページまでの24件、合計70,186㎡の解約通知を受理しております。

続きまして19ページをお願いします。

報告第4号許可証返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出がありましたので報告します。令和2年2月5日提出、玉名市農業委員

会会長、永田知博。

今回、令和元年6月5日に転用許可いたしました1件、計779㎡について、被災されている理由により返納届出を受理しております。議題8号9番と関連しております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま報告3号、4号につきまして、事務局より報告がございました。何か質問などはございませんか。

はい、中島委員、どうぞ。

○12番（中島浩輔君） 農業委員12番中島ですけど、うちの高道地区の耕作者からちょっと御相談、お願いがあったんですけど、11ページを開けてもらえれば、借人のところに先ほど滑石の方で、3ページの1番の案件で出てこられた方が、またずっと賃貸で田んぼを借りられているんですけど、はっきり言えばレンコンを作られていらっしゃるみたいで、隣近所に麦を作っているの、レンコンを作られると水田のみで、麦までも作れんようになるということが、現実には排水設備とかそういう特殊なあれを対応していかないといけないので、今、隣の隣接者が先月どうにかならんもんだらうかとか言われてですね、今月もどしこか、賃貸の金額がちょっと高いもんで、地主さんは、持ち主はなるべく高い方に貸して、遊休地なんか特にすぐいいよという、簡単に考えておられる部分かなと思いますけど、米・麦作ってもここまでは出されんし、集約したりとか農地プランとかそういういろんなことを考えていくと、バラバラと転作でレンコンを作られたら困るんですねえと言われたんです。農業委員会で、こういうことの集団化とか、そういったことをなんとか作るんじゃないかと、まとまったところで理解ある方向性を見いだすような方向ができないもんだらうかということで、一応御相談申し上げます。

○5番（浦谷幸司君） すみません、玉名地域の集落営農のほうでちょっと役員をやっておられますけれども、やっぱり、地域の問題はそこが地域の問題になってくると思います。集落営農は、その地域で地域の農業を守るというのが前提ということで、皆さん組織化しましょうということで推進してまいっているわけでございます。

一番本当に困るのは、やっぱり外部から勝手に来てですね、賃金をぼんぼん上げて貸してくれということで、農家を辞める方はですね、高っか程いいわけですよ。それをですね、ぼんぼん許可していくと、やっぱり米・麦で周りはやっていきよるのに、レンコンというかですね、なると完全に水を溜める状況ということになると、周りが麦が作られないという形になるわけですよ。こういうのをですね、地域で考えながらやって行かにゃんていうのが、これからの本当の課題だと思います

ので、農業委員さんたちも良ければですね、そういう相談があったときは、その地域で集まって、その地域をどうしていこうかというのをですね、集落営農組織という組織を作ればですね、ある程度の力になると思いますので、よければ頑張ってもらいたいと思います。いろいろ相談があればですね、農協を通じて県の方にもそういう組織の会がありますので、県の方にも報告しながらですね、良い方法を考えていきたいと思いますので、御相談があれば対応できるかどうかはわかりませんが、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○12番（中島浩輔君） 何かまた良い案があれば、また各議員さんをお願いして、良い案があれば教えていただければと思います。

○5番（浦谷幸司君） 5番の浦谷です。私の地区からですね、他地区での問題でちょっと相談がありますということで相談があったんですけども、ちょっと田んぼが荒れとって、そこを10年で契約をして、ちゃんと耕作できるようにして、3年間目にはきちんと田んぼができるような状況にしたそうです。

ところが、その地主さんがですね、売買するけん、一応10年間の契約をしとったばってんが、解約してくれということで断られたそうです。そんならしよんかたいたいということで合意解約をしたそうですけども、その後その土地が売買じゃなくてほかの人に貸し付けという形で、結局そっちの方が小作料が高かったということで、そういう形で移ったというような形で、もともと10年間自分が生活するための計画で10年借ってやってきたのに、途中で3年ぐらいで解約されてて、これはどがんか農業委員会で、罰則じゃあなかですけど、そういう事例がなかごつどがなかできんですかというちょっと相談があったわけですよ。これは10年間生計を完全に計画したうえでの契約でございますので、その契約を結んだ以上はですね、10年間はその契約を有効にできるような形でですね、何か農業委員で、規則はなかて思うとですよ。しゃんむりそれば重視せにゃんていうことはなかばってんがですね、やっぱりその計画は計画としてそがんしていくわけですので、何か規定というか、貸し付けるときに、この10年間は契約したので守ってくださいというような、農業委員での申し合わせ事項というのを、契約の時点でやってもらうということはできんだろうかなと思いつながらちょっと提案したわけですけども、皆さんいかがでしょうか、何か御意見あったらよろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） 農業委員会としてどうこうというのはちょっと難しいばってんですね、結局契約書というのはあれはちゃんと公文書だけなんです、ちゃんと生きるわけです。それで当事者同士ですたい、10年間契約しとるとけん私は10年間は作りますていう、そればやっぱり通すよりほかになかっじゃなかですか。やっぱりどうしても途中で、ならしよんかたいて解約、そういうのは多いのは多いで



すもんね、実際言うて。ばってんがですね、やっぱり契約は契約だけん、それで通す以外はしょうがなかですよ。そうでないと向こうが言うなら3年で、せっかく10年計画で改善したりしているのに、地作りしてですよ、さあていうてからまた一からはなかですもんね。そういうのは結構多かです。

○5番（浦谷幸司君） 契約書の中に要項というですかね。

○係長（竹森明德君） すみません。事務局、竹森です。一つ勘違いしてほしくないのが、まず合意解約をされたというところが問題になるとですよ。しゃんむり解約せん、合意せんということであれば、そこから県のほうに持って行って農事調停という行為ができるので、合意解約を。仲が悪くなってもよかということであるなら、そこで1回事を起こしたほうが、そこから先に進めることができるということはありません。

○5番（浦谷幸司君） 相手が売買するて言いなつたけん合意解約する形になったったい。

○推18番（坂本 修君） それとね、田舎はね。

○係長（竹森明德君） もちろんその気持ちわかっですよ、地域の付き合いとかあるけんが、なかなか解約の話持ってこられたら乗らんといかんと、そがんとはわかっととですよ。

○推18番（坂本 修君） 僕もあつとですよ、ミカンば10年借った人がね、その中に入った、「借るか」て、3年でミカン畑は駄目になる。はっきり言うて山になった、びっくりした、どこだったかいて。僕はしゃんむり借つとる方に作り直させた。今言いなはるごと、やっぱり本人がね、本人か中に入るもんが強なからにやわからんもん。言葉じゃ簡単ですよ。田舎で生活してみなつせ、なかなかできんけん。隣と喧嘩しようごたなかもん。

○推10番（栗田 稔君） 推進委員10番の栗田です。14、15、16分の件もですね、今、言われたことにちょっと関連した形になっております。これは財団法人のほうが入って、農業公社が貸し借りの中に入つとるような形になっておりますが、これも途中解約されとるという状態が起きてですね、今、言われたのとよく似たやつで、ちょっと逆みたいな話ですけどね。逆に安くされてしまつて、個人同士が合意という形じゃなくて、もう借らんからと言うことで、俺が農業公社に、行政に返すということで処理するから、印鑑だけくれというような形でね、持って行かれるケースが多い。しかし、こういう10年契約だったら10年契約でですね、農業委員会が受付たらある程度、中途半端な形でのね、解約にサインしてもらったら逆に困るんじゃないかなと思うとですよ。

そういった面でもですね、やはり何らかのちょっと農業委員会としてのですね、

はっきりした事情とかいろんな面を聞きながら、どうしてもやむを得ない、会長が言われたみたいにやむを得ない場合であればですね、途中解約でもできると思いますけど、ちょっと安く、ちょっと少なくしたからもう貸さんと。だったら借り主のほうが、ならそれ以上支払ってまで借りんという、はっきりした合意は一つも付いてないような状態で発生しとる。これがですね、例をひいて個人個人で、農業委員会を通じてないやつはほとんどそういった形でやられとるということもありますので、何らかの形で話し合いの場を持ってですね、やっていただきたいなあと思います。今言われた罰則とか何とかは多分できんとは思いますがね。以上です。

○2番（鶴田克士君） 私からいいですかね。今、指摘された場所は私の持ち場で、何べんも苦情も頂いております。都度都度法人の方にも交渉にも行っております。それから、さっきキャンセルというか、あれは合意ということで処理されとるのですので、苦情に来なった人もどうかしてくれ、自分たちの作付けが減るからということで相談に見えたんですけれども、何で農業委員会ば通しとるなら、農業委員会で5年、10年しとるから、あと3年残っております。て言いなはらんですかて言うと、近所で揉めたくないということを聞きます。それと5年契約ですからあと2年残っております。て言うて農業委員会に、こちらに投げかけてくださいて言えば、こちらからこうこうだけんあと2年待ってくださいと言われてますよ。という説明はしましたけどね。農業委員会事務局の方にも言いました。強くそこは言ってくださいと言いよりますけど、今、言われた合意契約をされとるからそれ以上は言えないて言いなはった。自分達もそういうことです。

さっきから言いよんなるごと契約、契約、農業委員を通しよると言いよんなってすけど、合意契約をしとるならそれ以上は言われんとですよ。だけん、もっとしたいけどどうにかならんですか、私まだ作ります。て言うならば、農業委員会もあと2年ですから契約しとんなってしよ。て言われますけど、さっきから言いなる合意契約を言わると、本人は作りたいて言いなはってすよ。それと法人の方が地主さんに話はつけとるけん、来年から私が作りますよて言いなとが、私は何も言えんとですよ。て言いなはってすよ。あんまりそれば、どがんすつとよか。皆さんに私はお聞きしたいです。

それと水のこともあつてすけどね、水もその都度見に行つて、畦を掘つてくださいて言つて、するべきことはしよつとですよ。どうしてもハウスの横は暗渠で掘つてくださいてか言いよつとです。今までは社長には会わんやつたですけど、昨日一昨日だったか会つてからくどく言いました。なるべく近隣と揉めんごとしてくださいてということで。揉めつと裁判するて言いなはる人もおんなはるですけんね、そこまですつと滑石の地区もそこに世話になつとる人も結構おんなはるもんだけん、や

っぱり法人も立てにゃんし農家の人も立てにゃんけんですね、話し合いのできるようにというのは、ちょっと3日にも申し上げたところでございます。よか知恵があるならば、こうした方がいいんじゃないかなあということを教えていただければ幸いです。

あ よろしくをお願いします。

○推2番(植野 司君) 推進委員の2番植野ですけど、さっき中島さんの言いなはった滑石のレンコンのことですたいね。手広くレンコンを作りなっとですよ。それで、そこに出よった営業員が辞めたそうですたい。だけんなかなか思うごと一人ではいかんと思うとですよ。自分はちょっと知っとるもんだけんですね。そうばってん、そばには米・麦・園芸しとんなはところには水の入るけんが、もうたいが入ってしもとつです。この間3日に、水本さんと見て回って、何かなこの田ん中はて。そらあ全部水ば入れとるけん、レンコン畑だけん水の入とつとたい。だけん、それがほんなことなら米・麦はあがらんけんレンコン畑にして、そして雇用も滑石の人ば20人ばかり雇うとつとですよ。それとレンコン堀りにはベトナム人が今、5人来とつです、研究生が。それで今度家ば建てて、またそこに滑石にですね。ベトナム人ば何人か知らんけど、研究生ば雇うてです。貸しとる人も3万円、高っか人は5万円ですよ、これは5年ですたいね。10年の人は3万円です。百姓は年寄りで後継者は俺はせんて息子が言うけん、もう売りよる人もおっですたい30万円で。それと作んなはる人も高道からも滑石も何人も若っか人がおるばってん、結局は米・麦作ったっちゃ銭にならんでしょうが。それで片一方は、百姓は田ん中は要らんけん、息子が売ってくれて言うけん、30万円じゃ売ろうごとなかばってん、もうせんけん売りよつて。で、法人が買うてくれよつとですよ。だけん、たいがな滑石の方には貢献しよんなはとつとですよ。反対から言わすつと。

それで、今が農業でよかならよかつですよ、園芸も麦も米も大豆も、今、政府がしよることも補助金は減らかして、農業のためにはいっちょん自民党もほかの政治家の野党もしよらんでしょうが。だけんが誰でん農家ばしようごたるばってん、されんけんが売ったり貸したりせなん。結局は年金も足らんけん、3万円で貸すと一町貸すと30万円ですよ、1年に。10年貸すと300万円、10町がつ田んなかば売ったつと同じこつですよ。今、田ん中が売れよつとは、滑石の場合は、法人が30万円で買うてくるつと、ほかには誰も買う人はおらんとですよ。もらう人もおらんばってん。そがん厳しかて自分な思うて、自分な法人の味方ばすつとじゃなかばってん、人ば雇うて、20人も雇うてしよんなるけん、それは確かに助かりよつて思うとですよ。法人でしよんなはるともおらするばってんですね。だけん仲良くしていかなしよんなかつじゃなかですかね。落としどころをつくつて。そつでな

からな、ただ村んもんが若っかもんがしよるけん、その人が儲けばししよるかいた。まっすぐな話が、米だけで幾らあがるかいた。損しよつとばいた。ほんなこつは。機械ば、国からコンバインでも田植機でもトラクターでん、ただで買うて貸さすならそれは儲かるですたい。1万円、米したてちゃ。そがんことは国がせんでしょうが。ほっだけん、そがん3万円で10年間契約しとつたてちゃ途中で切つて、我が家が食われんとですよ。そばんもんと喧嘩されんけん。自分な思うとが、土地ば持つとるもんがするごつて思うです。

(「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり)

○議長(永田知博君) はい、どうぞ。

○12番(中島浩輔君) すみません、1つは、レンコンを一生懸命作っている方を、なんといふかな、規模拡大するのにも少し周りを気にしていただきながら、米が作れん、麦が作れんという問題だけじゃないけど、ある程度、集団化したような規模拡大という方向性が見いだせないかなと思つて提案しただけであつて、法人の方がどうのこうのじゃありません。ただ、ポツンポツンと借られたら、その四方がほとんど作られないのがわかっているので、被害が1件じゃなくて2件になるんです。だから集団でレンコンを続けて作っていただくとか、そういう人だったらどこの地区に行つても喜ばしいものかなと思つますが、ポツンポツンとして作られた場合は、そのポツンポツンでレンコンと同じ水の有無をする品物だったらいいけど、その辺が農業委員として何か良い知恵がないかなといふことで御提案させていただいたんですけど、今現状は本当皆さん一生懸命レンコンの方も米・麦作られる方も、大型化しながら規模を少しでも増やさないとやつていけない状況なので、一枚、二枚が今度は五枚、十枚になってくると、せつかくローテーションをしている面積が狭くなるし、良い条件のところはもう作られているので、悪い条件をどうするかが改善していくのがどうかといふことになっている現状なんですよね。そこを農業委員の力でといふか、こういう情報を提案し合いながら意見の交流ができればと思つて提案しました。以上です。また次の回でも。

○2番(鶴田克士君) 農業委員の2番です。事務局にお尋ねなんですけれども、農林水産課として集積といふことはできんとですか。地主さんもそういうところはない方がいい。レンコンの人はレンコンがずらつとあつた方が、隣の方がいい。中には私げん田ん中は動かんといふ人も困るとですよね。だけん、今からもじゃんじゃん増やかすて言いよなるし、増えると思つます。それを地区全部で話し合つて、自分が作りたい人ならそつちの方ば、良かところば作つてください。レンコンは少しじゆるかつても良かつですよ、ボーリング掘つて上げなはるけん。だけん良かと

ころは麦とか米を作付け、ちょっとおろよか所を法人に広めてもらうということで、話し合いの場は持つことはできんとですか。

ただ個人的には結構言いよつとですよ、寄すと良かたい寄すと良かたいって。やっぱり大きな団体が動いてもらわんと、これはお願いなんですけど、農業委員会がそれをぱつとはできんと思いますけど、ノウハウを活かしてあっちこち尋ねてもらて、どがんすつと良かかなあて。だけん今からもっと出って思うですよ。以上です。

○推2番(植野 司君) ばってんレンコンもいつまで続くだろうて思うですたいね。

○8番(船津和利君) 今の件についてですね、先程農林水産課から人・農地プランのアンケートのお礼がありましたけれどですね、これから農林水産課で各校区ごとにですね、認定農家の耕作地を色分けして、個人個人ごとに一応作成されますので、その時また地区懇談会等が、これはもちろん皆さん方も御存じかと思えますけど、農業委員中心にその校区ごとに農業委員さんが出て、その中で地区ごと協議をされると思えますので、農業委員さんが中心になってですね、その関係上、そういう地区があればそういう集団化するような形でですね、農業委員さんたちが、仮に鶴田委員さんあたりの滑石あたりなら、ここはレンコン畑にまとめてもらうような意見を、そういう形でしてもらうような形にせんと、集積もほかの個人の集積ができなくなりますのでですね、これから先の人・農地プランの時でもそういう意見を農業委員さん方、また耕作者の方も言っていて、まず個人の意見を言ってもらわんとまとまりが最終的にはないと思います。ただ黙つとっちゃ言うこともバラバラで集積もなりませんので、個人としては、ここは俺が作りたい、あそこは作りたいという形で、それを最終的に集積化という形になりますので、そのために先ほどの農林水産課から人・農地プランのアンケートの回収について、これから先のことについてもちょっと話がありましたように、これから先の人・農地プランのほうのですね、地区別懇談会等は、農業委員さん方が中心になって開いていただかなきゃなりませんので、その時はまた農業委員さん方、アンケートの回収も併せまして、これから先もよろしくお願いします。以上です。

○推18番(坂本 修君) すみません、農業委員会憲章がありますよね、さっき配られた。この3つ目ば見てみらんですか。書いてあつですよ、ここに。農業委員の仕事ば。農地の利用の最適化を目指して、担い手の農地利用、集積、集約化、遊休農地の発生防止・解消、地域参入の促進に努めますて。これは出とつですよ。なら誰がせにゃんかということですよ。麦ば作られんたかわいそかたい。ばってん麦は安かけん作んなじゃなかもん。作れば作ってよかつだけん。俺はミカン作りよつて安かつちゃ作りよるもん。僕は農林省から来とつとに減反の時、手紙ば書きました。手紙が来たけん。要らんことはすんなて、減反なんてせんでよかて。俺たちは国に

作らされよつとじゃなかく。自分で作りよつとだけん要らんことは言うなど。皆さんそがんで思う、農業をしよる人は、違うですか。

○2番（鶴田克士君） 2番です。今、反論するようなことを言いますけれども、お宅が作りたい作りたい、今、麦ば作っていくら儲かるて思うですか、大赤字ですよ。

○推18番（坂本 修君） あのですね、農業は儲かる儲からんばすんならですね、俺はたいぎゃ辞めたがよか。

○2番（鶴田克士君） 私は儲からん仕事はする人はおらんて思う。国のためという人は。

○推18番（坂本 修君） さっき言いなつたもん。自分が好きか好かんかだもん。

○2番（鶴田克士君） 好きでも生活ができんならでけんで、収入を上げんと生活はできんとですよ。定年退職して趣味でする人はちょっと別ですけど、若い人が育つには、やっぱり収入をいかに上げることが農業の魅力であつて、ただ好きだけん、安かつたけんするていうとは私はちょっと理解できませんので。

○推18番（坂本 修君） それはお互いの考えだけんですね。

○推2番（植野 司君） 品物のよかつばとつと百姓も食べらるつとですよ。

○推18番（坂本 修君） 僕も言いよつたです。麦の等外は安かくて。作るけんたいて。

○11番（福田友明君） 議長ば通して言わんといかんもん。收拾のつかんごとなるけん議長ば通して言ってくださいよ。

○議長（永田知博君） いろいろ御意見、御質問もいろいろ出ましたけれども、これは今、一発でどうのこの答えが出るような話じゃありませんので、やっぱり今こつちからの農業委員憲章にもうたつてあるとおり、それはもちろん理想的にそういう集積を図っていくのが一番で、やっぱり適材適所にあそこの干拓、諫早。

ああいう広い所で、ここはハウスエリア、ここは蔬菜エリア、なにかにびしつと分かれて、最初からならああいうふう理想的にできるわけですね。ところが、やっぱり集積を図ろうと、レンコンを持っていこうとか、そういうのはもちろんそれが一番いいのは判るばつてんですね、ハウスが中にあつたり水田だつたりいろいろあるもんだからですね、なかなか簡単に集積の理想的な集積というのは難しいもんだけんですね。なるべくそういうふう、これからやっぱりそういうふうにしていくのは当然のことなので、若い後継者にですね、安心して農業に取り組まれるような、やっぱり農業委員会というのは、そういうもの下請けじゃないですけども、順序をちゃんと整えるような協力の体制を持っていかんかと思つとですよ。お互いに良い知恵ありましたときには是非一つ、何か。

○推10番（粟田 稔君） こういった件については、別に設けてまた長く時間をとつてから話し合いをさせてください。そうせんと今、話をこういう決着を付けようとしても決着は最終的につかない。ある程度意見が集約されるような形にならんか

たらですね、ただ長くなる。そういうことです。

- 議長（永田知博君） はい、それじゃあですね、またこれも折々検討をずっと続けていかなければいけませんけれども、今日は外にも連絡事項いろいろございますので、今の話はこれをもって打ち切りたいと思います。

-----○-----

## 6. その他

- 議長（永田知博君） それでは、その他に移ります。事務局よりお願いします。

- 事務局次長（西川慶一郎君） 事務局次長の西川です。

その他といたしましてですね、今度の2月20日からの視察研修の参加者につきまして報告させていただきます。

1月24日までにですね、出席の回答を頂きました。参加者の皆様にはですね、本日研修予定表並びに参加者名簿をお渡ししております。参加者は、委員さんが17名、推進委員さんが12名、事務局2名の計31名でございます。今年度の研修はもう何度も復唱しておりますですね、令和2年2月20、21日の1泊2日の日程で、宮崎県綾町の方に研修へ行くこととなっております。出発につきましては、2月20日木曜日、午前8時50分まで、菊池川河川敷駐車場の方に集合して頂きますようよろしくお願いいたします。9時には出発をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それと、もう1点。事務局からなんですけれども、こうしたグレーの封筒にですね、毎月1回10日に提出をして頂いております。農業委員さんですね、それと推進委員さんの活動記録簿の令和2年度分の1年分の記録表を封筒に同封させて頂いております。毎月提出をして頂いております。総会であつたり現地確認、それとまた農業委員会の研修等をですね、そちらの方に参加されるとき、それとまた今から地域の農地プランとか地域の懇談会いろいろあるかと思いますが、そういった話し合い等にですね、出席頂いたり、農業委員さんがそれぞれ農家の方との訪問活動、いろいろ農地の調整とかですね、いろんな活動をされておられます。そういった活動の記録をこの記録簿のほうに記入して頂きますようよろしくお願いいたします。またですね、活動に伴う時間につきましても、詳細に記載の方をお願いいたします。毎月の定期の総会の時に先月分の活動表を提出して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

あと2月分と3月分とかで、ひょっとして手元にない方がいらっしゃったら、何部かちょっと持って来ておりますのでお渡しいたします。以上です。

それとですね、次回の総会の御案内です。令和2年第3回の農業委員会総会、今度は令和2年3月5日木曜日、2時からです。場所は、天水市民センター、天水の

ですね、市民センター支所それと公民館、図書館の複合施設になっております。オレンジ色の建物です。2年程前に建ちました。天水の体育館は御存じでしょうか。そこです。次回場所が大体わかりますかね。天水役場は御存じですか、昔の役場のちょっと手前になります。オレンジ色の建物です、オレンジ色です。天水の体育館の前の駐車場に車を止めていただければよろしいかと思えます。以上です。

○事務局長（小山 博君） すみません、もう一つ事務局から連絡です。

年金推進部長になられている方はですね、この後ですね、すみません、時間遅くなりましたけど少し会議をさせていただきますので、年金部長になられている方はお願いします。以上です。

-----○-----

## 6. 閉 会

○議長（永田知博君） はい、それではどうもお疲れさまでした。

これをもちまして閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時45分



以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和元2年2月5日

玉名市農業委員会会長

永田 知博

農 業 委 員

竹下 宏介

農 業 委 員

浦谷 幸司